

# 留萌北部地域子ども発達支援センター事業委託業務 公募型プロポーザル実施要項

## 1 委託業務名

留萌北部地域子ども発達支援センター事業委託業務

## 2 事業目的

留萌北部地域に居住する障害を持つ児童及び発達に課題がある児童に対し、特性や発達の状況を踏まえた適切な支援を実施するとともに、保護者への相談支援及び地域の関係機関への療育的視点からの助言を行うことで、留萌北部地域の療育支援体制の整備・促進を目的とする。

## 3 業務内容

別紙仕様書のとおり

## 4 場 所

北海道天塩郡天塩町字川口 5699 番地の 1 天塩町保健ふれあいセンター内

## 5 履行期間

平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日まで

## 6 契約方法

総価契約

## 7 予算上限額

金 19,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

提案金額に関しては上記予算上限を超えないものとする。

## 8 委託業者選定方式

募集方法はプロポーザル方式による公募とし、天塩町が実施する審査に基づき候補者を選定する。

## 9 申込資格

### (1) 申込資格

- 1) 児童発達支援もしくは放課後等デイサービスの事業運営実績があり、本事業の目的・趣旨を理解し、事業を適切に実施できる法人であること。

- 2) 道内に運営拠点を有していること。
- 3) 平成 31 年 4 月 1 日より事業運営開始が可能な団体であること。
- 4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定するものではないこと。
- 5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- 6) 町が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 7) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（その候補者を含む）もしくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- 8) 破産宣告を受けた法人又は清算法人ではないこと。
- 9) 国税及び地方税を滞納している者ではないこと。
- 10) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
  - ア 健康保険法第 48 条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法第 27 条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法第 7 条による規定の届出

## 10 選考概要

### (1) 担当課（関係書類の提出先及び問い合わせ先）

本業務に係るプロポーザルの事務は次の担当課が行う。

天塩町役場福祉課福祉係

住所：〒098-3398 北海道天塩郡天塩町新栄通 8 丁目

TEL：01632-2-1001

FAX：01632-2-2464

E-mail：[hukusi@teshiotown.com](mailto:hukusi@teshiotown.com)

担当：加藤、木下

### (2) 選考実施スケジュール

- ① 実施要項・仕様書の公表 平成 31 年 1 月 29 日（火）
- ② 質問受付期限 平成 31 年 1 月 29 日（火）～2 月 6 日（水）17：00 まで
- ③ 質問回答期限 平成 31 年 2 月 8 日（金）
- ④ 企画提案書等提出期限 平成 31 年 2 月 13 日（水）17：00 まで
- ⑤ 選考会の開催 平成 31 年 2 月 19 日（火）14：30～（非公開）
- ⑥ 選定結果の通知 平成 31 年 2 月下旬予定
- ⑦ 選定結果の公表 平成 31 年 3 月上旬予定

(3) 質問受付及び回答

企画提案書作成等に係る質問は、(2) 選考スケジュール②の期限内に電子メールにてお願いいたします。電話や来庁などの質問の受付はいたしません。また、質問受付期限以降の質問は受け付けません。

(4) 提出書類について

① 参加表明書（様式任意）

② 事業者概要のわかる書類

- ・ 定款
- ・ 役員名簿
- ・ 会社のパンフレット等活動内容がわかるもの

③ 企画提案書

・ 企画提案書（任意様式）

※仕様書の内容を網羅すること

- ・ 業務実施体制（任意様式）
- ・ 事業運営計画（任意様式）
- ・ 職員体制・待遇・キャリアアップ体系（任意様式）
- ・ 地域の体制づくり（任意様式）
- ・ 見積書（任意様式）

④ 提出部数 各 10 部（①のみ 1 部）

⑤ 提出期限 前記 10 選考概要の（2）の④記載の期日

⑥ 提出方法 前記 10 選考概要（1）の担当課まで持参または郵送

## 11 審査方法

(1) 審査方法

企画提案内容を天塩町において、書類及びプレゼンテーション審査を実施し、提案内容の実現性、有効性等審査基準に照らし、総合的に審査した上で候補者を 1 社選定する。

(2) 審査基準

- ① 業務に関し実績があり、児童発達支援・放課後等デイサービス及び障害児相談支援事業に精通しており、地域の関係機関とのネットワーク構築を行う能力を備えていること。
- ② 仕様書に基づいて運営の企画提案がなされていること。
- ③ 業務遂行について人員配置等の具体的な計画を有し、かつ、これを実施するために必要な措置を講じていること。
- ④ 職員の定着に関して、待遇面やキャリアアップの体系、研修計画の整備等なされていること。

(3) 審査結果

審査結果は、提案者全員に文書にて通知する。審査経過の公開は行わず、審査結果に対しての異議申し立て、審査内容の説明も実施しない。

12 契約手続

- (1) 候補者と協議の上、委託契約に係る仕様書を確定させた上で契約を締結する。仕様書の内容を基本とするが、候補者と天塩町との協議により最終的に決定する。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき見積書を徴収し決定する。見積金額は委託料上限額を超えないものとする。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については事務局である天塩町と協議の上、業務の一部を委託することができる。

13 その他

- (1) 企画提案書類等の作成に要した費用、旅費、その他本案件への参加に要した経費は参加者の負担とする
- (2) 業務運営開始前の事前準備期間に係る経費は、受託者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書類について、担当課より疑義照会や資料の提出を求める場合があること。
- (4) 提出された書類については返却しない。
- (5) 企画提案内容に関して虚偽の記載等、不適切な提出がある場合は当該参加者の提案は無効とする。
- (6) 平成 31 年度予算成立を前提として年度開始前の準備行為として行うものであり、議会において予算の否決、減額等があった場合、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がありうること。